

日本国厚生労働省とイラン・イスラム共和国保健・医療・医科教育省との 医療・保健分野での協力に関する覚書

日本国厚生労働省及びイラン・イスラム共和国保健・医療・医科教育省（以下「両者」という。）は、友好関係を強化するための見解を共有し、相互に関心を持つ以下の分野に関して、医療・保健分野での協力を促進するための機会を探求するという共通認識に達した。

1. ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、保険制度及び相互に関心のあるその他の分野を含む医療・保健システムの強化；
2. 医薬品、医療機器、画像診断、医療情報システム及び E-ヘルス並びに相互に関心のある他の分野を含む医療技術；
3. 先進医療の分野に関する共同協力；
4. 病院の管理に関する知識及び経験の共有；
5. 協力のための相互に関心のある他の分野。

上記活動を実行するための適切な仕組みの確立及び期待された結果を得るため、両者は、指定された代表者の主導により、双方からの作業部会の出席者が両者により取り決められた適当な時期に接触するという見解を共有した。

本覚書の解釈もしくは履行に係る見解の相違については、両者の所管省庁間での交渉を通じて解決される。

本覚書は署名の日から開始され、本覚書に基づく協力は5年間継続する。本覚書に基づく協力期間は、自動的に5年間延長される。本覚書は、一方が、本覚書の終了を希望する日の6箇月前までにその旨の通知を他方に対して、書面により行うことで終了させることができる。

本覚書は、東京において、西暦2015年2月23日、イラン暦1393年12月4日に、法的拘束力を持たない文書として、ひとしく正文である英語、日本語及びペルシャ語により署名された。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国厚生労働省

イラン・イスラム共和国
保健・医療・医科教育省

塩崎 恭久
厚生労働大臣

Seyyed Hassan Hashemi
保健・医療・医科教育大臣